

## ■教育行政のポイント

### “デジタル教科書”の制度化

菱村 幸彦

さる5月25日、デジタル教科書の制度化を定める「学校教育法等の一部を改正する法律」(以下、改正法)が国会で成立した(施行は平成31年4月1日)。

デジタル教科書が本格的に使用されるのは、小学校の新学習指導要領が全面実施される2020年度からである。

#### デジタル教科書は部分的使用に限定

改正法は、学校教育法の改正と著作権法の改正の二つの柱からなる。まず、学校教育法の改正について見ると、ポイントは、次の3点。

第1は、教科書の使用義務に関する措置である。

学校教育法34条は、学校における検定教科書または文科省著作教科書(以下「検定教科書等」)の使用義務を定めている。同条に規定する教科書は「紙」の教科書を意味しているので、紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する場合も、教科書の使用義務の履行とする法的措置が必要となる。

そこで、改正法は新たに34条2項を設け、検定済教科書等の内容を電磁的に記録した(デジタル)教材がある場合、「教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる」と規定している(中・高校等にも準用)。

この規定で留意を要するのは、

- (1) デジタル教科書は、検定教科書等の内容をそのままデジタル化したものであること
- (2) デジタル教科書の使用を「教育課程の一部」に限っていること

である。つまり、デジタル教科書が制度化されても、紙の教科書の重要性は変わらない。

デジタル教科書をどのように導入・活用するかは、教育委員会が定めることとなる。デジタル教科書は、教科書無償の対象とならないので、自治体が財政的負担をしない場合、父母負担の問題が生ずる。

#### 視覚障害等の場合は全面的使用も

第2は、視覚障害者等のデジタル教科書使用の特例である。

改正法は、視覚障害者や発達障害者等の教育について、文字の拡大や音声読み上げなどで学習上の困難を低減させる必要がある場合は、「教育課程の全部又は一部において」紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することができる」と規定している(34条3項)。視覚障害等の場合は、デジタル教科書の全面的な使用も認めているわけだ。

第3は、いわゆる「附則9条本」としてのデジタル教材の使用である。

附則9条は、高等学校の専門教科や特別支援学校・特別支援学級の授業において適切な検定教科書や文科省著作教科書がない場合、一般図書を教科書として使用することを認めている。改正法は、この「附則9条本」についても、デジタル教材の使用を可能としている(附則9条2項)。

#### 著作権法上は「教科書代替教材」

次に、著作権法の改正である。現行の著作権法33条は「公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において教科用図書に掲載することができる」と規定し、著作者の許諾は要しないと定めている。

デジタル教科書の制度化に対応して、著作権法は、デジタル教科書を「教科用図書代替教材」と規定し、教科書に掲載された著作物は、「学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材に掲載し……利用することができる」(33条の2)と定めている。教科書に係る著作権法上の特例を、デジタル教科書にも付与しているわけだ。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●答申・通知のポイントが**3分**でわかる! 《最新刊!》  
マップ&シートで**速攻理解!** 最新の教育改革 2018-2019

【編集】金子一彦 B5判・200頁/定価(本体 2,200円)+税

